

第4回静岡市環境影響評価審査会議事概要

1 日 時 平成27年10月26日(月) 10時00分～11時20分

2 場 所 静岡市役所 静岡庁舎 3階 第三委員会室

3 出席者 ※敬称略

【委員】村上 篤司（環境科学研究所所長）
 平井 一之 ((一社) 静岡県環境資源協会専務理事)
 岩堀 恵祐 (宮城大学理事・食産業学部教授)
 牧野 正和 (静岡県立大学食品栄養科学部准教授)
 安田 進 (東京電機大学理工学部教授)
 三宅 隆 (静岡県自然史博物館ネットワーク副理事長)
 欠席 秋山 信彦 (東海大学海洋学部教授)
 増沢 武弘 (静岡大学理学部特任教授)
 寒竹 伸一 (静岡文化芸術大学デザイン学部教授)
 村山 顕人 (東京大学大学院工学系研究科准教授)

【事務局】環境局：小林環境局長、秋山環境局次長、清参与兼課長、大村主幹兼係長、大村副主幹、森竹主任主事

【事務局説明】清水天然ガス発電所（仮称）建設計画 環境影響評価方法書について

――質疑応答――

○増澤委員

- ・ 資料4の5ページ上段で、「塩類濃度」、「塩分濃度」という二つの言葉が使われているが、このうち、塩類濃度は栄養塩類という捉え方でよいか。塩類濃度とした場合、排出過程出てくるものなのか、確認をしたい。

○村上委員

- ・ 塩類濃度は塩分濃度のつもりで記載した。通常、塩類濃度というと栄養塩類を指すため、これは塩分濃度で考えていただきたい。

○増澤委員

- ・ 資料5「II-5 景観」(5ページ)の内容に追加していただきたいものがある。
- ・ 景観と防災の観点から、事業を実施する敷地内の建物について配慮をしている例は随分とあるが、敷地そのものの景観を考え、周辺を減災林、潜在自然植生の林で囲んでいる例もある。

その案、考えを取り入れていただくことはできないか。

- ・ 国道一号バイパスを西から東に向かって走ると、富士川の手前の日軽金の工場のあたりに、綺麗な潜在自然植生の林が見える。
- ・ 現地を見て伺ったところ、当初は見栄えや目隠しのつもりで照葉樹林を植えたようだが、それが潜在自然植生だったため、50年たつたら立派な林となっている。
- ・ これは、津波災害時に波が堤防を越えた時でも林による減災が期待できる。
- ・ 今回の事業においても、事業実施区域に潜在自然植生の囲いを、減災の意味でも景観の意味でもつくるべきと考える。
- ・ 現時点においても、港湾の周りはある程度照葉樹林に囲まれており、道路沿いに結構見られる。景観の連続性の観点からも敷地内を囲むように植えるべきである。

○事務局

- ・ 景観に対する意見として、検討させていただく。

○増沢委員

- ・ 緑化でもよいが、景観保護林、減災林という表現でお願いしたい。

○寒竹委員

- ・ 景観について、資料4 7ページ上段には、「外構の効果的なデザインや緑の配置が必要であると考えるが、建屋以外の部分の配慮はないのか」といった意見が出されているが、資料5 「II-5 景観」(5ページ) にはない。どのような整理をしているのか。

○事務局

- ・ 今回のたたき台はベースとなるものだけ記載した。本日、ご意見をいただいて組み立てていきたいと考えている。

○三宅委員

- ・ 動物・植物・生態系の項目について、資料4 6ページ上段に事業者から、排水の説明をした上で、「海域の生物に対する影響は小さいと考え、環境影響評価項目としては選定しない」、「発電所の稼働前後で調査実施を検討する」としているが、この環境影響評価審査会では、アクセスの手続が終わってしまうと意見する機会がないので、準備書の段階できちっと環境影響評価を行ってほしい。

○事務局

- ・ 資料5 「II-4 動物、植物、生態系」(4ページ) に、環境影響評価を実施するよう記載したつもりである。

○村上委員

- ・ 資料4 3ページ中段から下に追加意見として水蒸気を取り上げているが、下から2行目の「下記の対応した」が正しくは「夏季に対応した」であるため訂正をお願いしたい。

○事務局

- ・ 了解した。

○三宅委員

- ・ 環境影響評価とは直接関係ないが、地震があった場合の液状化の問題について住民も高い関心を持っている。事業予定地が埋立地であるため、液状化への懸念があると思うが、地盤の専門家からご意見を伺いたい。

○安田委員

- ・ 埋立地だが、大型の構造物については設計基準で液状化対策の確認がなされるため、プラントや発電施設等は大丈夫のはずである。ただし、小型の構造物、配管等は対象となっておらず、注意が必要である。
- ・ また、地震の際、火力発電所で危惧されるのは、構内の道路が突き上げ。3.11では、緊急車両が通れないといったケースがあった。
- ・ 埋立地の護岸が海の方へ動き出すと、背後の地盤をひっぱることで流動と言う現象が起り、阪神大震災の時には大きな被害が生じた。
- ・ 地盤の流動に関して事業者は対策をとっていると思うが、なかなか対策が十分でないことが多いため、その点は注意してほしい。

→ 追加意見

施設が護岸から 250m 程度は離れているため、護岸の孕み出しによる背後地盤の流動は、あまり気にしなくて良いかもしない。

○平井会長

- ・ 今のご意見に関連して、資料5 6ページの「III 付帯事項」について、事務局より今一度説明をお願いしたい。環境影響評価審査会として、地震、防災に関する意見をどのように取り扱うか、確認をしておきたい。

○事務局

- ・ 防災に関する案件は環境影響評価の範囲外という捉え方が一般的である。
- ・ とはいえ、住民の関心は高いため、市として意見を述べていきたい。このため、配慮書における市長意見に引き続き、方法書でも付帯事項にではあるが入れていく。
- ・ 他市の事例で横浜市は液状化に対する懸念を表明している。

《参考》

JFE 扇島火力発電所更新計画 方法書に対する横浜市長意見

「本事業で建設する発電設備等の液状化対策について、準備書に記載する必要があります」

○平井会長

- ・ 防災等については、どのような手続の中でチェックしていくのか。

○事務局

- ・ アセスの範疇から外れるが、発電所を建設するに当たってのルール、届出等があると思われる。港湾内の施設に対する届出や、建築基準等の規制に関するチェックは入るはずである。

○岩堀委員

- ・ 前回も指摘した点であるが、液化天然ガスを気化させた際の冷熱水が、清水 LNG(株)より排出される。
- ・ 事業予定地との距離が離れていれば、清水 LNG(株)からの排水は、別物と考え、発電所からの温排水の環境影響だけを考えればよいが、隣接する場合には、別な事業者であるという理由で対応しなくてよいのかという点について、事業者から回答をいただけていない。
- ・ **アセスの中で、隣接しているが別事業と捉えるのか、地区として一体であるからその点も考慮して対応するか明確にしておく必要がある。**

○事務局

- ・ 現時点の事務局案では、排水について清水 LNG のものと合流させて出すと伺っているため、その排水について環境影響評価を行うべきとした。
- ・ 清水 LNG の排水と今回の発電所の排水を分けることはできないが、発電所からの排水があるのは確かであるため、記載させていただいた。

○岩堀委員

- ・ 資料 5 3 ページ「II-3 水環境」の答申案（1）において、「(LNG 基地の増設を含む)」との表記があるが、場合によってはこの増設そのものがアセスの対象となる可能性もある。
- ・ その際には、LNG 基地から排出される冷排水だけが対象となるのは変な感じがする。法律の解釈論もあるかもしれないが、しっかり整理した方がよい。

○村上委員

- ・ 資料 4 6 ページ上段に事業者からの回答が記載されている。**「冷却塔プロ一水は、清水 LNG 袖師基地東側から取水した LNG 気化水と合流させた後、清水油槽所北側の排水口より排出する。」**とあり、清水 LNG の排水と発電所の排水を合流させることは織り込み済みである。
- ・ 方法書には記載がなかったが、検討されている様なので、その点を明確にしていただければよいのではないか。

○事務局

- たたき台の書きぶりがわかりにくい面もあるため、ご意見を踏まえ手を入れていきたい。

○岩堀委員

- 想定する希釈水の量や冷排水とのバランスなど、量的に捉えた方がよい。

○平井会長

- この項目については、もう一度検討する必要があるかもしれない。委員の皆さんのご意見を確認していただき、もう少し明確に示していただきたい。

○事務局

- 了解した。今一度、事業者の考えも確認した上で、きちんとした形で考えていきたい。

○岩堀委員

- 法律の解釈として、今回の様に事業者をまたがるケースでは、どのような捉え方をしたらよいか。

○事務局

- 基本的には事業者が事業を行う範囲と考えられるが、アセスにおいては環境影響が及ぶ範囲という考え方もある。
- 中央新幹線の例のように、事業の主体そのものより影響がどのように及ぶかの方に焦点が当たる場合もある。今回の事業の排水については合流して流すのならば、対象となり得るのではないかと考え、たたき台に記載させていただいた。
- 送電線についても事業者は別との考え方もあるが、敢えて入れさせていただいた。

○平井会長

- 事業者も調整する必要があると思われる。

○牧野委員

- 資料4 8ページの真ん中から下、光害について、資料5に反映されていないようだが、どのように考えればよいか。
- 今回の事業地が交流ゾーンに近いという点から、環境に加え市民の気持ちにも配慮する必要がある。その中で景観というキーワードは外せない。景観については昼間のみならず、夜も考慮する必要があり、また周辺の動植物への影響を考えた場合、光の害についてもある程度データとして持っておく必要があるのではないか。
- 事業を空間的に捉えるとともに、時系列を踏まえこの現地を確認したところ、現状何もないため夜は真っ暗になる。そのデータを持っていれば、稼働後の変化を検証することができる。

- ・ 市の技術指針では明確ではないが、県の技術指針には入っていることも踏まえ、触れた方がよいのではないか。

○事務局

- ・ 現在のたたき台では、全体のバランスから外させていただいたが、交流ゾーンに近い点を踏まえた意見があるため、その中に含めることができないか検討させていただく。

○寒竹委員

- ・ 景観の項目について、資料4、資料5において「建屋」「建物」「施設」と同じものを指していると思われるが、表現が様々である。整理して、適切な言葉の使い方をしてほしい。
- ・ 増澤委員の発言もあったが、建物以外の場所、「外構」の要素、考えは必要であるため、入れた方がよい。また、配色だけでなく、素材、材料にも配慮してほしい。
- ・ 調和を超えて改善があるとよい。施設ができたことによって新しい空間が出現するような。

○事務局

- ・ 了解した。

○村山委員

- ・ 資料5 「II-1 大気質」(2ページ)の答申案の2つ目の項目について。
- ・ 前回も申し上げたが、将来的に清水駅周辺に高層建築物が建つ可能性もある。この内容がその可能性を踏まえたものなのかどうなのか明確にしていただきたい(最初の全般的な事項のところに含めたという考え方かもしれないが)。

○事務局

- ・ この項目については、方法書における項目や手法に関する意見という点をかなり強く意識して記載した。
- ・ 将来的に駅周辺に高い建物が建つ可能性もあるかもしれないが、たたき台のイメージは現時点における環境影響評価である。
- ・ どちらかというと、全般的な事項の大きなくくりで捉えている。

○村上委員

- ・ 今の件で、将来あの場所に100mクラスの高層建築物が壁のように立てば、かなり違う環境影響評価をしなくてはいけないが、この後何棟か建つといった将来予測ならば、今の1棟に対する評価でも十分対応できると思われる。
- ・ 現実にそういった評価手法は確立されていないが、その点努力していただければ、確実な評価ができるのではないか。

○岩堀委員

- 排水について、生活排水を浄化槽で処理するとなっているが、すぐそばに清水北部浄化センターがある。下水道に入らないのか。それによって排水が3処理から2処理になる。浄化槽を設置する前提で話を進めているのか確認してほしい。

○事務局

- 事業者に確認させていただく。

→ 事業者回答

清水天然ガス発電所(仮称)からの生活排水は、清水油槽所と同様、浄化槽で処理した後、発電所排水処理水と合流し海域へ放流を考えています。

○平井会長

- 今回の審議は、方法書に対する市長意見を県知事に提出するに当たって、どのような項目、内容で行うかを協議したものである。
- 事務局では、他市の火力発電所に対する市長意見、県知事意見等を確認していただいたようだが、その内容、述べる項目はバラバラの様である。市として最も良いと思われる形に仕上げていきたい。

以上、議事・報告事項終了。